

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年12月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100129号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100059号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を31万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から31万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から31万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100130号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100060号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から34万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から34万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100114 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100062 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 2 月 25 日の標準賞与額を 1 万 8,000 円、平成 29 年 11 月 24 日の標準賞与額を 2 万円、平成 30 年 2 月 23 日の標準賞与額を 2 万 1,000 円、平成 30 年 11 月 22 日の標準賞与額を 2 万 5,000 円、平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額を 2 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 2 月 25 日、平成 29 年 11 月 24 日、平成 30 年 2 月 23 日、平成 30 年 11 月 22 日及び平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 25 日、平成 29 年 11 月 24 日、平成 30 年 2 月 23 日、平成 30 年 11 月 22 日及び平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 2 月 25 日
② 平成 29 年 11 月 24 日
③ 平成 30 年 2 月 23 日
④ 平成 30 年 11 月 22 日
⑤ 平成 31 年 2 月 25 日

A 社から支給された請求期間①から⑤までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する賃金台帳によると、請求者は、同社から、請求期間①は 1 万 8,000 円、請求期間②は 2 万円、請求期間③は 2 万 1,000 円、請求期間④は 2 万 5,000 円、請求期間⑤は 2 万 2,000 円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料又はこれを上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額から、請求期間①は1万8,000円、請求期間②は2万円、請求期間③は2万1,000円、請求期間④は2万5,000円、請求期間⑤は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年9月1日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100116 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100063 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日に訂正し、昭和 59 年 4 月の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

請求期間頃に、A 社 (本社) から同社の関連会社である B 社に出向となったが、年金記録によると、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和 59 年 5 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された辞令書、A 社から提出された人事記録簿及び同社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A 社及びその関連会社に継続して勤務し (昭和 59 年 5 月 1 日に A 社 (本社) から B 社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 59 年 3 月の厚生年金保険の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所 (当時) に届出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 59 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100147 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100065 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 2 月 25 日の標準賞与額を 3 万 7,000 円、平成 29 年 11 月 24 日の標準賞与額を 4 万円、平成 30 年 2 月 23 日の標準賞与額を 4 万 2,000 円、平成 30 年 11 月 22 日の標準賞与額を 5 万円、平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額を 4 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 2 月 25 日、平成 29 年 11 月 24 日、平成 30 年 2 月 23 日、平成 30 年 11 月 22 日及び平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 25 日、平成 29 年 11 月 24 日、平成 30 年 2 月 23 日、平成 30 年 11 月 22 日及び平成 31 年 2 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 2 月 25 日
② 平成 29 年 11 月 24 日
③ 平成 30 年 2 月 23 日
④ 平成 30 年 11 月 22 日
⑤ 平成 31 年 2 月 25 日

A 社から支給された請求期間①から⑤までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する賃金台帳によると、請求者は、同社から、請求期間①は 3 万 7,500 円、請求期間②は 4 万円、請求期間③は 4 万 2,500 円、請求期間④は 5 万円、請求期間⑤は 4 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は 3 万 7,000 円、請求期間②は 4 万円、請求期間③は 4 万 2,000 円、請求期間④は 5 万円、請求期間⑤は 4 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 3 年 9 月 1 日に年金事務所に提出し、厚生年

金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100093号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100058号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年3月1日から昭和53年5月31日まで
② 昭和55年5月1日から昭和56年3月26日まで

請求期間①について、C市DにあったA事業所に正社員として勤務し、E業務をしていた。また、請求期間②については、B社に季節雇用で勤務し、F製品の製作をしていたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、G振興会から提出されたA事業所(以下「当該事業所」という。)に係るH事業認証申請書及びH事業譲渡証明書(以下「譲渡証明書等」という。)の写し、I協同組合から提出された当該事業所に係る加入申込書及び出資証券の写し並びに請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和47年6月1日に厚生年金保険の適用事業所(適用事業所名はJ事業所)でなくなっており、請求期間①は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所の所在地を管轄するK法務局は、当該事業所に係る商業・法人登記の記録は見当たらない旨回答しており、譲渡証明書等の写しによると、当該事業所は昭和53年10月2日にH事業を譲渡していることが確認できるところ、その譲受先事業所に照会文書を送付したものの、あて所に尋ねあたらず当該文書が返送された上、当該事業所及び譲受先事業所の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は工場長の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり個人を特定することができない上、請求者が給与計算及び社会保険関係の事務をしていたとする事業主の元妻(以下「元妻」という。)に照会したところ、元妻は、「私は昭和45年5月頃から昭和53年頃まで当該事業所で一般事務をしていたが、請求者の名前に記憶はない。当該事業所は昭和47年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、それ以降、私は厚生年金

保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しており、オンライン記録によると、元妻は、昭和 47 年 6 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、請求期間①において同保険の被保険者記録が確認できない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の被保険者記録及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 27 日までの期間において、B 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は、平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、同社は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、平成 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、請求期間②当時の代表取締役及び請求者が請求期間②当時の給与計算並びに社会保険関係の事務をしていたとする解散時の代表取締役は既に死亡していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間②当時に一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり個人を特定することができない上、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会し全員から回答を得られたものの、いずれも請求者を記憶しておらず、このうち自身の厚生年金保険の加入日について記憶している一人は、「私は昭和 57 年頃から同社に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは平成元年 6 月 1 日からであり、それまでは同社において厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険料の控除については覚えていない。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。